

○総務省告示第四百九号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前																
〔1・2 略〕 3 無線設備等 〔一・一の二 略〕 二 電気的特性	〔1・2 同左〕 3 無線設備等 〔一・一の二 同左〕 二 電気的特性																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>点 検 の 項 目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>12 固体識別コード又は識別信号</td><td>送信信号を解読し、申請書類の写しと確認する。</td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	点 検 の 項 目	具体的な点検の実施方法等	〔略〕	〔略〕	12 固体識別コード又は識別信号	送信信号を解読し、申請書類の写しと確認する。	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>点 検 の 項 目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同左〕</td><td>〔同左〕</td></tr> <tr> <td>12 固体識別コード又は識別信号</td><td>設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27 ビットから 85 ビット目までの 59 ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。</td></tr> <tr> <td>〔同左〕</td><td>〔同左〕</td></tr> </tbody> </table>	点 検 の 項 目	具体的な点検の実施方法等	〔同左〕	〔同左〕	12 固体識別コード又は識別信号	設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27 ビットから 85 ビット目までの 59 ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。	〔同左〕	〔同左〕
点 検 の 項 目	具体的な点検の実施方法等																
〔略〕	〔略〕																
12 固体識別コード又は識別信号	送信信号を解読し、申請書類の写しと確認する。																
〔略〕	〔略〕																
点 検 の 項 目	具体的な点検の実施方法等																
〔同左〕	〔同左〕																
12 固体識別コード又は識別信号	設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27 ビットから 85 ビット目までの 59 ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。																
〔同左〕	〔同左〕																
〔注1～注5 略〕 〔三 略〕 附 則 〔1～3 略〕 4 この告示の施行の日から当分の間は、この告示による改正後の第三項第二号の表3の項中における周波数範囲は、設備規則別表第三号において不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち上限と下限をそれぞれ次の表に規定する周波数範囲とすることができる。 〔表略〕 〔注1・注2 略〕 注3 設備規則第45条の13に規定する無線設備の周波数範囲の上限は、この表に規定する値にかかわらず、110GHzとする。	〔注1～注5 同左〕 〔三 同左〕 附 則 〔1～3 同左〕 4 〔同上〕 〔表同左〕 〔注1・注2 同左〕 〔新設〕																